

2022年7月

会員・準会員 各位

日本公認会計士協会
総務担当常務理事

会則等の一部変更について

第56回定期総会の審議事項として、会則及び規則の一部変更案を上程することといたしました。

今回の会則及び規則の一部変更等は、第2号議案から第5号議案までのとおりとなっております。審議の参考に供するため、提案の背景、趣旨等について説明させていただきます。

I 監査基準委員会の所掌事項の見直しに係る会則の一部変更

本会の各委員会で作成・公表する、財務諸表の監査及びレビュー業務、保証業務並びに合意された手続業務に関する公表物の新たな体系の策定及び当該公表物の起草方針について、見直しを行っております。これに伴い、財務諸表の監査及びレビュー業務、保証業務並びに合意された手続業務に関する公表物は、監査基準委員会報告書を基本として整理することから、当該公表物の検討・作成については、監査基準委員会（会則第56条）が所掌することとし、委員会の組織体制を見直すこととした。

そのため、会則に規定されている品質管理基準委員会（会則第55条）の所掌事項を監査基準委員会に移管の上、品質管理基準委員会を廃止するとともに、監査基準委員会の名称を「監査・保証基準委員会」に変更することとした。

なお、本一部変更を踏まえて、関連細則についても、所要の変更を行うこととした。

II 倫理規則の一部変更

国際会計士連盟（International Federation of Accountants : IFAC）における国際会計士倫理基準審議会（International Ethics Standards Board for Accountants : IESBA）（以下「IESBA」という。）は、International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards)（以下「IESBA倫理規程」という。）について、規定の明確性を改善し、要求事項の遵守を促進するため、2018年に体系及び構成等を含む全面的な見直しを行い、またその後も実質的な内容の変更を伴う報酬や非保証業務等に関する規定の改正を行いました。

IESBAでは、IESBA倫理規程を世界の職業会計士のための国際基準として策定しており、本会は、これを基に、我が国の公認会計士法等の法令や、我が国に以前から存在した倫理関係の規定等を考慮して「倫理規則」等を作成しております。

そのため、本会は、IESBA倫理規程の改正を踏まえ、倫理規則について全面的な変更を行います。なお、倫理規則の変更に先立ち、2021年2月に「倫理規則の体系及び構成等の見直しに関する論点の整理」を公表し、意見を広く募るとともに、同年11月には倫理規則の公開草案を公表しています。倫理規則の変更案の取りまとめに当たっては、倫理委員会識者懇談会等における外部有識者の意見を徴して検討を行うとともに、公開草案に対して寄せられたコメントについても、十分検討した上で取りまとめています。

主な変更の内容は、以下のとおりです。

1. 「倫理規則」の体系及び構成

倫理規則は、公認会計士の業務に対する社会からの信頼の基礎となる重要な規則であり、自主規制の対象となることから、本会会員にとって分かりやすく、遵守を促進するものである必要があります。現行の倫理規則は、倫理関係の規程が分散しており、複雑な構造で分かりにくく、一貫した理解が困難との声が聞かれました。また、複数の規程に分散していることにより、個別の規定のみを確認し、その規定の根底にある概念的枠組み等の考え方を正しく理解することができない可能性も懸念されております。そのため、今回の変更において、「独立性に関する指針」、「利益相反に関する指針」及び「違法行為への対応に関する指針」を「倫理規則」に統合することとした。

また、義務を示す要求事項（項目番号にRが付された規定）と説明を示す適用指針（項目番号にAが付された規定）を明確に区別し、要求事項の遵守を促進することとした。なお、項目番号は、IESBA倫理規程と同じ付番とし（100.1 A1、R100.3など）、日本に導入しない規定については欠番とした。日本固有の規定については、「JP」を付しています。

2. 個別規定の変更

主に次の項目について、個別規定の見直しを行いました。

- (1) セーフガードに関する規定について、基本原則の遵守に対する阻害要因との対応関係をより明確化し

ました（R120.9 項、R120.10 項等）。

R360.26 項、第 360.26 A1 JP 項、R360.27 項等）。

(2) 会計事務所等所属の会員に適用される組織所属の会員に対する規定を明確化しました（R120.4 項、R300.5 項等）。

(3) 許容可能な勧誘の範囲について包括的フレームワークを規定しました（セクション 250 及びセクション 340）。

(4) 会員に期待される役割及びマインドセットに関する規定を新設しました。組織所属の会員を含む全ての会員に対して、概念的枠組みを適用する際に、「探求心（inquiring mind）」を持つべきであるという新たな要求事項を加えました（R120.5 項等）。

(5) 審査担当者等に就任することによって生じ得る客観性の原則に対する阻害要因への対処に関するガイドラインを新設しました（セクション 325）。

(6) 報酬についての独立性規定を強化しました。例えば、社会的影響度の高い事業体である監査業務の依頼人からの報酬依存度が 5 年連続して 15% を超えるか、又は超える可能性が高い場合の辞任規定や、報酬関連情報の透明性の向上の観点から、監査役等とのコミュニケーション及び開示に関する新たな要求事項を設けました（セクション 410 及び 905（R410.18 項、R410.20 項、R410.21 項、R410.23 項、R410.25 項、R410.28 項、R410.31 項等））。

(7) 非保証業務の同時提供に関する独立性規定を強化しました。例えば、監査業務の過程で生じる情報又は事項に関連する特定の助言及び提言を除き、社会的影響度の高い事業体である監査業務の依頼人に対して自己レビューという阻害要因が生じる可能性のある非保証業務を提供することを禁止するとともに、提供することが可能な非保証業務についても、依頼人の監査役等と事前にコミュニケーションを行うとともに、了解を得ることを求める要求事項を新設しました（セクション 600 及び 950（R600.14 項、R600.16 項、R600.17 項、R600.21 項、R600.22 項等））。

(8) 違法行為への対応に関して、特に不正な財務報告に関する法令違反等事実に対する財務諸表監査業務に従事する監査人についての規定を見直すとともに、監査人予定者による規制当局への任意の報告の検討に関する規定を定めました（第 360.21 A1 項、

3. 適用時期

変更後の倫理規則は、2023年4月1日から施行します。ただし、次に掲げる規定については、それぞれに定める業務又は適用日から適用します。なお、会員の判断において早期適用することを妨げるものではありません（附則第1項及び第2項）。

(1) パート 4A（第540.14 A1項を除く。）については、2023年4月1日以後開始する事業年度の監査業務

(2) パート 4B（期間を対象にする主題に関する保証業務に限る。）については、2023年4月1日以後開始する期間の保証業務

(3) 第300.6 A1 項(4)④、セクション325及び第540.14 A1項については、品質管理基準委員会報告書「監査業務に係る審査」の適用日

なお、会計事務所等又はネットワーク・ファームは、監査業務又は保証業務の依頼人と非保証業務の契約を2024年3月31日までに締結し、かつ、同日までに業務を開始したときは、従前の契約条件に基づき、当該非保証業務が終了するまで、なお従前の例により非保証業務を継続することができることとしました。そのとき、方針又は手続において、なお従前の例により非保証業務を継続する旨を規定するとともに、全ての非保証業務に対して等しく同じ取扱いとする必要があります（附則第4項）。

4. その他

本総会後における倫理規則の変更又は廃止に関しては、義務を示す要求事項（項目号にRが付された規定をいう。）は、引き続き総会に付議することとし、要求事項以外の規定については、理事会に付議することとします（附則第5項）。

III 会費減額制度の段階的変更に係る会費規則の一部変更

会費減額制度は、公平な会費負担の特例として政策的に導入されたものであることから、期限を決めた取扱いとし、廃止することとしました。ただし、激変緩和のため、段階的に廃止します。

○ 第一段階（2023年4月～2028年3月）

公認会計士の資格が特に有用な業務に従事していると考えられる者は、会費を全額負担すべきであることから、次の者を会費減額の対象から除外します。

- ・大学教員（常勤）、一般事業会社等の登記される役職者（常勤）、弁護士等の他資格業務に専念する者（公認会計士資格を持って登録できる税理士、行政書士等は含まない。）、国会議員等

○ 第二段階（2028年4月～）

組織内会計士を含め、会費減額制度を全面的に廃止いたします。

なお、本一部変更に伴い、会費免除等に関する細則についても、所要の変更を行うこととします。

IV 新たな法定監査の導入に伴う会費規則の一部変更案

以下の法律に基づく監査の導入に伴い、当該監査を実施する会員から業務会費の納付を義務付けることとするため、会費規則の一部変更を行うこととします。

○ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく社会福祉

連携推進法人の監査

○ 特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）

に基づく認定設置運営事業者等の監査

○ 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づく

漁業協同組合等の監査

なお、これらの監査について、監査実施報告書等の提出も義務づけることとするため、法定監査関係書類等提出細則についても所要の変更を行うこととします。

以上